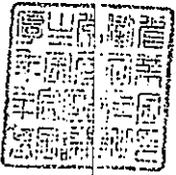


厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課から国民年金基金連合会  
に提供する情報の管理に関する覚書



厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課（以下「企業年金国民年金基金課」という。）及び国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）は、国民年金基金制度の周知広報事業を円滑、かつ効率的に行うため、次のとおり覚書を締結する。

（管理の原則）

1. 連合会においては、企業年金国民年金基金課から提供される情報（以下「提供情報」という。）の利用にあたり、この覚書に基づくほか、連合会が個人情報の保護及び管理に関して定めた国民年金基金連合会個人情報の保護に関する規程（平成17年3月3日制定）等に基づき、適切に管理を行うものとする。

（統括管理責任者の設置等）

2. 連合会においては、提供情報の取扱いに従事する職員の服務等の監督及び提供情報の適切な取扱いに関する統括管理責任者を置く。
3. 連合会においては、提供情報を取扱う部署ごとに、提供情報の取扱いに従事する職員の服務等の監督及び提供情報の適切な取扱いについて管理をする責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。
4. 管理責任者は、提供情報にアクセスすることができる職員（以下、「取扱者」という。）を指定する。
5. 連合会は、統括管理責任者及び管理責任者並びに取扱者（以下、「取扱者等」という。）を設置又は指定し、速やかに企業年金国民年金基金課に報告しなければならない。

なお、取扱者等が変更された場合も同様とする。

（監査責任者の設置）

6. 連合会においては、提供情報の管理状況等を監査する責任者を置き、当該責任者は定期又は随時に提供情報の管理状況及び取扱状況等に関する監査を実施し、その結果を企業年金国民年金基金課に報告しなければならない。

（提供情報の使用目的）

7. 連合会は、国民年金基金制度の周知広報のためのダイレクトメールの宛名印刷の

目的のために提供情報を使用するものとする。

(提供情報の範囲等)

8. 提供情報は、企業年金国民年金基金課が社会保険業務センターから提供を受けた情報（社会保険業務センターが保有する電子計算機処理に係る情報のうち、国民年金法第7条第1項第1号に規定する被保険者（農業者年金基金の加入者、保険料の免除者、不在被保険者を除く。）に係る基礎年金番号、氏名（外国人通称名がある場合はその通称名）、生年月日、性別、住所（市町村コード、郵便番号を含む）に関する情報）とする。

(提供の方法等)

9. 提供媒体は磁気媒体とし、提供時期については、毎年度、連合会から企業年金国民年金基金課に申し出ることとする。

(利用の制限等)

10. 取扱者等は、提供情報の利用にあたっては、7に定める目的に限って利用することとし、当該目的以外の目的に利用してはならない。
11. 提供情報へのアクセス（閲覧を含む。）は、取扱者等以外の職員は行ってはならない。
12. 提供情報は、原則として複写複製等を行ってはならない。ただし、7に定める目的を遂行する上で、複写複製等を行う場合には、管理責任者の指示に従い複写複製等を行うものとし、複写複製等を行った日及び目的等について台帳等に記録しなければならない。
13. 取扱者等は、12に定める複写複製等を行った場合は、当該複写複製物についても、この覚書に準じた取扱いをしなければならない。

(媒体の管理)

14. 提供情報を記録した磁気媒体は、施錠可能な保管庫に保管しなければならない。
15. 管理責任者は、14の保管庫の鍵を適切に管理するものとし、当該鍵の貸出状況等を台帳等に記録しなければならない。
16. 提供情報（磁気媒体以外の媒体に記録された場合を含む。）を7に定める目的を遂行する上で外部に持ち出す場合は、施錠可能な容器等を使用するものとし、当該持

ち出し状況等を台帳等に記録しなければならない。

17. 提供情報を記録した磁気媒体は、7に定める目的の業務終了後、速やかに企業年金国民年金基金課に返却するものとする。また、提供情報（磁気媒体以外の媒体に記録された場合を含む。）及び12に定める複写複製物が不要となり、消去又は廃棄（以下「廃棄等」という。）する場合には、管理責任者の指示に従い復元又は判読等が不可能な方法により当該情報の廃棄等を行うものとし、その廃棄等の状況を台帳等に記録しなければならない。

18. 企業年金国民年金基金課は、12、15、16、17において作成された台帳等の写しの提出を求めることができる。

（提供情報の安全確保等）

19. 連合会は、提供情報へのアクセス状況を記録し、その記録を一定期間保存するとともに、アクセス記録を定期又は随時に分析するために必要な措置を講じなければならない。

20. 連合会は、提供情報の電子計算機処理を行う場合は、提供情報の漏えい、滅失、き損等の安全確保上の事案が発生しないよう電子計算機（基幹的サーバ等の機器も含む）への外部からの不正アクセスの防止及びコンピュータウィルスの感染防止等必要な措置を講じなければならない。

（電子計算機処理施設の管理）

21. 連合会は、提供情報を取扱う電子計算機処理施設（基幹的サーバ等の機器を設置する室等も含む）への取扱者等以外の職員の入室の制限及び外部からの不正な侵入の防止等のために必要な措置を講じなければならない。

22. 企業年金国民年金基金課は、19及び20並びに21に定める必要な措置について報告を求めることができる。

（事故発生時の体制等）

23. 提供情報の漏えい、滅失、き損等の安全確保上の事案が発生した場合には、速やかに、被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講じるとともに、事案の内容、経過、被害状況等を企業年金国民年金基金課に報告しなければならない。

（教育の実施）

24. 管理責任者は、取扱者が国民年金基金連合会個人情報の保護に関する規程等遵

守し、提供情報を適切に取扱うために必要な教育を実施しなければならない。

(取扱者等の責務)

25. 取扱者等は、提供情報の利用に関連して知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。

なお、取扱者等が退職した後においても同様とする。

(第三者への提供等の制限)

26. 連合会は、提供情報をその利用目的の達成に必要な範囲内において、第三者に提供する場合は、提供先との間で、この覚書に準じた取扱いとする書面を交わさなければならない。

(業務の委託)

27. 連合会は、提供情報の取扱いに係る業務をその利用目的の達成に必要な範囲内において、外部に委託する場合には、提供情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講じなければならない。また、契約書に次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認しなければならない。

なお、当該委託を実施する場合には、委託先の選定及び契約の内容等について、事前に企業年金国民年金基金課に報告しなければならない。

- (1) 個人情報に関する秘密保持等の義務
- (2) 再委託の制限又は条件に関する事項
- (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
- (4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- (6) 違反した場合における契約解除の措置
- (7) その他必要な事項

(その他)

28. 企業年金国民年金基金課は提供情報の管理状況について、随時に調査し、連合会に対し必要な報告を求めることができる。

29. この覚書に規定された事項に違反した場合には、企業年金国民年金基金課は情報の提供について、中止等の必要な措置を講じることができる。

30. 連合会は、1で定める規程のうち、この覚書に関連のある条項を改正しようとする

るときは、予め企業年金国民年金基金課に協議しなければならない。

31. この覚書に規定された事項のほか、必要な事項については、その都度、企業年金国民年金基金課及び連合会が協議して定めるものとする。

附 則

1. この覚書は、平成17年10月19日から発効する。
2. 従前の覚書「社会保険業務センターから磁気テープにより提供を受けたデータの取扱に関する覚書」(平成5年11月1日発行)は廃止する。

平成17年10月19日

厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長

神田 裕



国民年金基金連合会業務資産運用部長



厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課から国民年金基金連合会  
に提供する情報の管理に関する覚書の一部を変更する覚書

厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課及び国民年金基金連合会は、平成17年10月19日付で交わした「厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課から国民年金基金連合会に提供する情報の管理に関する覚書」の一部を次のとおり変更する。

I 覚書の変更

1. 「社会保険業務センター」を「日本年金機構」とする。
2. 第8項中「、国民年金法第7条第1項第1号」を「、国民年金法第7条第1項第1号及び同法附則第5条第1項第2号」に改め、「、郵便番号を含む」の次に「、長期未納者、口座引落者、前納者、過去免除記録者、3年以内に第1号被保険者となった者」を加える。
3. 第9項中「、提供時期」を「、提供時期及び提供情報」に改める。

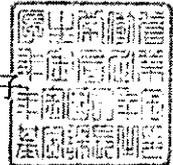
II その他

この覚書は、平成25年5月8日から適用する。

平成25年5月8日

厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長

渡辺 由美子



国民年金基金連合会業務資産運用部長

